

「保育コンソーシアムあいち」 サテライト・センター運営規程

第1章 総 則

(設置・目的)

第 1 条 この規程は、「基幹保育者養成プログラム開発のための共同教育事業」推進のためにおかれる「サテライト・センター」（以下「センター」という）設置とその運営について定める。

第2章 サテライト・センター組織・役割

(所掌事項)

第 2 条 センターは、次の業務に従事する。

- ① 「共同教育事業」の統括業務に関すること。
- ② 「サテライト教室」の運営管理に関すること。
- ③ 「遠隔講義システム」運用管理に関すること。
- ④ その他、共同教育事業に関すること。

(職員の配置)

第 3 条 本センターに次の職員を置き、それぞれの業務に従事する。

- ① センター長（業務主担当者兼務）
事業全般にかかる統括・管理業務に従事する。
- ② センター次長（業務務副担当者）
包括的経理執行管理を行う。
- ③ センター職員（非常勤職員）
センター及び各大学に配置し、次の業務に従事する。
 - ・総務・庶務業務
 - ・経理・会計業務
 - ・広報・企画業務
 - ・その他、センター業務
- ④ その他、臨時発生する業務に対応するため臨時に職員を雇用することがある。

2 職員の勤務は、9時から17時までとし、代表校の就業規則に準ずる。

第3章 「サテライト教室」等の設置・運営

(「サテライト教室」等の設置)

第 4 条 本事業の効率的・効果的事業推進のため、「教室」を置き「遠隔地講義システム」を設置する。

(「教室」等の利用)

第 5 条 「教室」等の利用は、本事業の目的である「保育者養成教育」並びに「保育者の資質向上」に関する目的を持つものとし、それ以外の目的外利用は認められない。

2 「教室」等を使用しようとする者は、原則として1か月前までに所定の様式にて、届けでなければならない。

(利用者)

第 6 条 「教室」等を利用できる者は、前条の使用目的であって、次の者とする。

1) 協定連携大学

桜花学園大学・名古屋短期大学・名古屋柳城短期大学・岡崎女子短期大学・岡崎女子大学

2) 協定ステークホルダー

教育委員会、健康福祉部、私立幼稚園連盟、保育園連盟、保育士会

3) その他、使用が適当と判断される者

(申請と許可)

第 7 条 「教室」を使用しようとする者は、2か月前までにセンターへ申請し、許可を得なければならない。

2 センターは、申請者の使用目的と「教室」使用状況を確認し、速やかに「使用上の順守事項」とともに、許可を通知するものとする。

(利用日・時間)

第 8 条 「教室」利用できる曜日及び時間は、平日の9時より17時までを原則とする。

2 前項の定めにかかわらず、連携大学事務担当者の管理において使用する場合は、平日以外の9時から20時まで時間帯において利用することができる。

(教室利用経費負担)

第 9 条 「教室」使用料は無料とし、徴収しない。

ただし、構成団体の使用に伴う教材等の「消耗品費」は、実費負担するものとする。

(その他)

第 10 条 本規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1. この規程は、平成24年11月1日付けで制定し、同日より発効する。
2. 平成25年3月22日 岡崎女子大学加盟により改訂した。